

総合的な心身障害者対策の推進について

昭和47年12月12日

中央心身障害者対策協議会

第1 心身障害者の社会復帰対策と雇用対策

1 心身障害者の把握と復帰計画の作成について

- (1) 心身障害者の社会復帰対策を推進するためには、各省間の行政の谷間に残されている問題の調整を進め、一人一人の心身障害者について、具体的な社会復帰計画を策定しうるとき体制を整えることが急務である。そのためには、最も地域と密着し、かつ設置の網の目の細かい福祉事務所を総合窓口とし、そこにおいて心身障害者の社会復帰の二ードを確実に把握できるようにすることが必要である。
- (2) また、福祉事務所を中心に学校、公共職業安定所、職業訓練施設、児童相談所、更生相談所、社会福祉施設、医療機関等で構成する地域単位の連絡協議会のごときものを設置し、福祉事務所において把握された心身障害者について、一人一人の復帰計画を協議作成し実情に応じて責任を分担すべき機関を定め、それが各種機関と連絡をとりつつ、その責任において社会復帰を進めるといふ体制を確立すべきである。
- (3) しかし、このようなシステムが円滑に推進されるためには、福祉事務所に必ず専門の援護業務担当者を専任として配置するとともに、公共職業安定所においても職場に定着しえない心身障害者が多い実情にかんがみ、就業を斡施した心身障害者の一人一人について、その後の実情を確実に把握し、アフターケアを行うための職員の確保を図ることが必要である。
- (4) 一人一人の心身障害者の社会復帰計画をたてるにあたって、最も困難が予想されるのは、職

業能力の判定である。比較的軽度な障害者の能力判定については、公共職業安定所などで行うことが可能であるが、重度障害者についての職業能力の判定は困難である。このような実情に対処するため、心身障害者職業センター、更生相談所等の整備、拡充をはかり、都道府県単位において、これらの判定の困難なものの職業能力を判定して復帰計画の作成を円滑に行うことのできる体制の確立を急ぐ必要がある。

2 心身障害者の社会復帰関係施設について

- (1) 心身障害者の社会復帰に係る施設の設置の現状をみると、必ずしも各施設の連携に配慮を払って建設されていない点が見受けられる。今後、医療施設、能力判定施設、授産施設、職業訓練施設など、心身障害者の社会復帰に関する施設を建設するに当たっては、各省間で計画を十分調整しつつ、一定の地区に隣接して設置を進め、その地区を事実上心身障害者の社会復帰のための総合的なセンターとして育成し、各施設の機能が総合的かつ有機的に発揮できるよう配慮すべきである。
- (2) 心身障害者の社会復帰を有効に行うため社会復帰に係る厚生、労働、文部の各省では、諸施設の有機的な連携を高めるために、類似した諸施設間で人事交流を行う道を開くべきである。

3 専門職員の確保と養成について

心身障害者の社会復帰を有効に促進するためには、各種の施設で実際に社会復帰の援助に従事する職員の質を高めると同時に、必要な限度の人員

を確保するための増員を行うことが必要である。そのためそれらの職員の新規養成や、さらには質を高めるための再訓練を行う施設を設置するとともに、その専門職としての位置づけの確立を図ることが必要である。

4 心身障害者の障害等級について

現行の障害等級の定め方については、なお検討を要する問題が残されており、今後さらに長期の研究と検討を重ねることが望まれるが、非合理の著しい脳性マヒ等については、早急な等級区分の改正を行うことが必要である。

5 広報活動について

心身障害者の社会復帰を有効に促進するためには、企業の理解を高め、受入体制を整備するとともに、国民一人一人の認識を深めることが必要である。そのため、すでに生まれているボランティア活動を援助するとともに関係各省が有機的な連携をとりつつ、統一した月間を設けるなどによりPRの効果を高め、強力な国民運動を展開する体制を作る必要がある。

6 その他

以上のほか、例えば、身体障害者の法定雇用率未達成事業所に負担金を納付せしめることの可否、心身障害者のために新たな職域を開拓するための対策などについて今後、さらに討議が重ねられるべきものとする。

第2 心身障害児の保護育成対策と教育対策

1 心身障害児の発生予防と早期発見に関すること

心身障害児問題の長期的、根本的な解決は、その発生原因を究明し、これを未然に防止することにある。これに関連した研究は、従来、大学その他各種の研究調査機関等において数多く行われているが、これらは各省の所管に分属し、かつそれぞれ個別の目的をもって行われている例が多く、これを総合的かつ効率的に推進していくために例えば障害児発生予防のための常置的な連絡機構を組織するなど有機的な連携をもつ態勢を整える必要がある。

また、障害を早期に発見し、早期に適切な治療

を施すことによって障害を除去あるいは軽減することが可能なことにかんがみ、関係機関の情報交換を密にし、あらゆる機会をとらえ、予防思想の普及をはかると共に、障害児の早期発見に必要な専門職員の確保及びそのための養成施設の拡充等、全体的な計画のもとで早期発見の総合的態勢を早急に整えるべきである。

2 障害発見後の早期の治療、訓練及び教育の体制に関すること

心身の障害を発見したあと、すみやかにその障害を除去あるいは軽減し、かつ克服することは、障害児のみならず、その家族及び社会全体の福祉に多大な貢献をなすことにかんがみ、把握された障害児をその障害の原因、種別、部位、程度等に応じて、医療機関、各種児童福祉施設、特殊教育諸学校等にすみやかに収容あるいは通所通学させて早期治療、訓練、教育の態勢を確立するとともに、障害児の親がまず訪れる医療機関、保健所、児童相談所、教育相談機関等が常に相互に情報を交換し、すみやかに適切な措置がとれるような総合的な連携体制を整備する必要がある。

3 義務教育段階における特殊教育諸学校と児童福祉施設に関すること

憲法および教育基本法の理念ならびに国民の要請を考慮すれば、学齢期にあるすべての心身障害児に対して、適切な教育をあらゆる機会にあらゆる場所において保障する必要がある。

現行制度上は、義務教育は学校教育として実施されており、心身障害児に対する義務教育もまた特殊教育諸学校で実施されている。他方、精神薄弱児施設等児童福祉法で定める一部の施設の長は入所中の児童を就学させなければならないとされており、現にこれらの施設の一部においては、施設から学校に通学したり、施設内に特殊学級を置いたりなどして学校教育が行われている。

しかしながら、最近における施設入所児童の障害の多様化、重度化にかんがみれば、施設から学校に通学するばかりでなく、学校が施設の中で教育を行うこと、さらには、施設における指導訓練の実態に応じ、その一部を学校教育とみなす配慮も必要であると考えられる。このことは、児童福祉法において直接施設の長に就学させる義務を規定していないその他の施設についても、基本的に

は、同様に考えるべきである。そしてこのように考えれば、就学困難なため就学猶予、免除を受けて児童福祉施設に入所し、または通所して保護・指導・訓練・医療等の福祉サービスを受けている多くの学齢児にも学校教育が保障されることになり、少なくとも就学免除の制度はその必要性が実質的になくなるとともに、たとえ重度の障害児を収容する施設であっても、就学の猶予や免除をその入所の条件とする必要性がなくなるものと考えられる。

学校教育と児童福祉施設の関係では、特に精神薄弱児通園施設の場合が問題となる。

精神薄弱児通園施設と精神薄弱養護学校とは歴史的にはそれぞれの使命をもって発足したが、その後の行政施策の発展と世論の動向の変化によって障害児の教育を受ける権利の主張が高まり、精神薄弱児についても就学猶予、免除の考え方が否定される傾向が生じ、精神薄弱養護学校は次第に重度の児童を就学させることとなり、そのため教育課程の基準も、「養護・訓練」という領域や「生活」という教科を新たに定めて日常生活に必須な極く単純な基礎能力の訓練も学校教育の内容とするに至った。他方、通園施設は、「精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせてこれに独立自活に必要な知識技能を授けることを目的とする」施設であるため、これら両者は、全く同じではないが、多くの部分で共通な教育・訓練的活動を行うこととなった。

そこで両者の関係を抜本的に明確化するために両者を截然と区別し、又は両者を全く一体としてしまう等の具体案がいくつか提示されたが、この問題は、当面急務とされている養護学校の増設整備の進捗に応じ、今後、児童福祉諸施設と学校教育の関係一般の中で慎重に検討すべきものと考えられるので、さし当っては、通園施設における指導の実態に応じ、これを学校教育とみなすなど義務教育との関係づけを早急に明らかにすべきものとする。

第3 心身障害者の社会活動促進と公共施設等との関連

- - 心身障害者の生活環境改善について - -

心身障害者の自立更生と社会復帰の促進を図るた

め、その有する障害を可能な限り軽減除去し、あるいはその欠損部分を補う各種の手段が、主として医療面及び技術面において、大きな進歩をとげている。このため、障害者自身の努力とあいまって、多くの障害者が、その残存能力を最大限に発揮し、一般社会経済活動に参加しうようになってきている。しかしながら、このような障害者の多くは、能力を有しながらも、今なお様々な原因により、一般の社会経済活動に参加しようとしてもできない状況にある。特に障害者を取りまく現在の物的、社会的環境は、障害者の社会活動参加への非常に大きな阻害要因となっており、日常生活活動さえも極度に制限されている。このような現状にかんがみ、心身障害者の社会活動を促進し、障害者ができるだけ一般健常者と同様の社会生活を享受できるようにするためには、その生活環境について、特に次のような改善を図ることが必要である。もちろん、ここに報告する内容は、障害者のための生活環境改善の問題のすべてを論じているものではない。今後は行政当局がこの報告を基礎として、現在の物的、社会的環境条件のために、その活動を制限されている多くの障害者の自立更生を図るため障害者の利用の多い地域から必要な施策を早急に実施されることを強く要望するものである。

なお、このような施策の推進にあたっては、一般健常者の理解と協力が不可欠の要素であるので広く国民の障害者に対する正しい知識と理解を深め、障害者福祉に対する幅広い国民各層の協力が得られるよう積極的な啓蒙活動を実施されることをあわせて要望する次第である。

1 公共建築物についての改善事項

地域住民の日常生活に密接な関連を有する市役所、郵便局、保健所ばかりでなく心身障害者福祉業務を直接実施している福祉事務所、更生相談所等においてさえその構造、設備は一般の健常人々の利用だけを考えたものとなっており、入口、階段、通路、便所等について、心身障害者が利用するために極めて不便なものとなっている。このためいわゆる市民のための公共の建築物については、障害者であっても支障なく利用できるようにその構造、設備等についての配慮を講じる必要がある。また、公民館、図書館、体育館、保養所等

人々が文化教養活動やスポーツ、レクリエーション活動を行うために利用する施設及びデパート、ホテル、劇場等、広く社会生活を営むうえで利用されるような施設についても同様の措置が講じられるよう配慮すべきである。

2 公共交通機関についての改善事項

広域化した現代社会において鉄道、バス等の公共交通機関の利用は社会生活を営むうえで不可欠な要素となっている。しかしながら現在、公共交通機関は健常者の利用のみを考え、障害者の利用のための配慮はほとんどなされていないといっても過言ではない。交通機関の標識や案内図は、わかりやすくするための努力は払われはじめたものの、いまだ、一般健常者にとってさえわかりにくいものが多く、まして精神薄弱者等の障害者が理解することは極めて困難である。鉄道を利用する場合、出札口は近年急速に自動化が進められており、盲人や精神薄弱者の切符の購入にあたって、非常に不自由なものとなっている。また、自動販売機の位置が健常者を標準に作られているため、車いす利用者が自力で切符を購入することができない高さになっている。改札口は、車いすでは通過できない幅となっており、改札口からホームまでは、通常の場合、階段があるため車いす利用者が自力でホームへ行くことはできない。地下鉄への道にはすべて階段又はエスカレーターがあるため、車いす利用者が地下鉄を利用することは不可能である。また、ホームの端には、何の安全装置も講じられていないため盲人にとって極めて危険なものとなっている。

バスについてみても、ステップは健常者を標準に作られているため、障害者にとってその昇降は非常に不便であり、また車いす利用者は、スペースが確保されていないためバスを利用できず、タクシーを利用するためにかかる経費はかなりの負担となっている。このような公共交通機関の現状をみると、障害者とくに車いす利用者はその利用を拒否されているとさえいえる。このため公共交通機関については、その構造、設備、標識等について障害者の利用を考慮した特別の配慮を払うとともに、障害者の利用に支障のないよう、スペースの確保、必要な介護、援助等、特別の措置を講

じる必要がある。

3 道路についての改善事項

道路はいうまでもなく社会生活を営むために利用する最も基礎的な環境施設である。しかしながら、このような基礎的施設である道路でさえも、障害者の利用のためには、種々の困難を与えている。横断歩道における歩道と車道の間の段差は、車いす利用者や盲人が歩く際には多大の困難や危険を伴い、歩道の幅がせまく、車いすでは通行できない場合もある。交通混雑のため、横断歩道が廃止されて障害者の利用が著しく困難な歩道橋になる場合も多く、また横断歩道に設置される信号機は、正常な晴眼者のことだけを考慮して色彩でしか信号を発しないため、盲人には役に立たない等、道路についても障害者に対する配慮はほとんどなされていない。近年一部の都市においては、障害者が多く利用する地域について、音響信号機の配置、横断歩道における歩道と車道の段差の撤廃、点字ブロックによる盲人用交通安全誘導装置の装備等道路について障害者の利用を考慮した特別の措置が講じられるようになってきたことは、まことに喜ばしいことである。今後は、これらの措置を全国的に普及させるとともに、さらに歩道橋によらない安全な横断歩道の確保等道路管理、交通管理上の所要の措置を講じる必要がある。

4 駐車場についての改善事項

肢体不自由者、特に下肢不自由者にとって、自動車は足がわりとしての機能を果すものであり、社会経済活動を行うにあたって必要不可欠のものである。しかしながら障害者が自動車を利用する場合、最も困難な問題は、駐車場が十分に整備されていないということである。特に車いす利用者が自動車を使用する場合にはその乗降に際して扉を全開しなければならないため、通常の駐車場の一台あたりの割当てスペースよりもかなり大きな駐車面積を必要とする。このため、1に述べたような公共建築物等については障害者専用の駐車場を完備するとともに、そのスペースについても十分配慮する必要がある。また、自動車が障害者の足がわりという観点から障害者用自動車については、必要に応じて駐車禁止地帯であっても駐車を

認める措置が講じられる必要がある。この点については、従来、東京都内においては、その措置が講じられているようであるが、その趣旨が徹底していないため車の排除等のトラブルが生じる事例もみられる。このため障害者用自動車の特例措置について、その趣旨の徹底を図るとともに、明確な形で確認できるよう制度化すべきであろう。

5 障害者用住宅についての改善事項

個人生活の本拠である住宅については、国の重点施策の一つとしてその整備が進められており、障害者用住宅についても、公営住宅の優先入居の措置が講じられている。しかしながら、障害者世帯に割当てられた住宅はその構造、設備について、個々の障害者の実情がほとんど考慮されていないのが現状である。このため障害者用住宅については、個々の障害者の障害の種類、程度に応じてその構造設備等について特別の措置が講じられるよう検討する必要がある。また公営住宅が世帯用に限定されているため単身の障害者は入居できず、一般のアパート等で適切な住宅を見出すことも困難で住宅を確保するために、極めて困難な状況にある。従って今後は、単身障害者の住宅や寮の整備を積極的に推進していく必要がある。

6 文化的諸条件の整備

社会生活の中で、文化教養活動やレクリエーション、スポーツ活動等は生活に憩いとうるおいを与え、明日への活力を養う極めて重要な生活活動である。しかしながら、多くの障害者にとっては、このような活動を行う施設設備がほとんど整備されていないため、その機会に恵まれない状況にある。このため障害者の文化的意欲を満たし、あるいは障害者が自主的かつ積極的にレクリエーション活動やスポーツ活動を行えるように、国、地方公共団体等が積極的に必要な措置を講じる必要がある。

7 情報の提供

現代社会は情報化社会といわれているにもかかわらず障害者の生活の向上を図るための情報提供システムは極めて貧弱な状況にある。

障害者の生活環境の改善が図られていたとしても、そのような改善の状況が障害者に的確に周知徹底され、積極的に利用されなければ無用の長物と化してしまう。従って、今後、障害者の生活環境の改善を図るとともに、このような障害者の生活の向上を図るための各種の情報を迅速かつ的確に提供し、障害者が必要な時に必要な利便を容易に得られるように総合的な情報提供システムの確立を図る必要がある。